

○上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程

平成20年3月31日病院事業管理規程第1号

改正

平成27年3月31日病院事業管理規程第3号

上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（平成19年規則第13号）第7条に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「医業収益」とは、月次試算表の医業収益から歯科医業収益を減じた額のことをいい、「歯科医業収益」とは、歯科外来収益と歯科入院収益のことをいう。

2 この規程に使用する収益及び費用の額は、すべて総勘定元帳の月末残高によるものとし、出勤日数等は出勤簿を資料とする。

(医師手当)

第3条 病院に勤務する常勤の医師へ、当該月の医業収益から当該月に支払った非常勤医師に対する謝礼及び報酬等の4倍に相当する額を減じた額の1,000分の60を上限として支給することができる。

2 前項の各職員に対する配分方法は、当該職員が担当する診療科の実績、診療に従事した日数及び企業貢献度により配分する。

(歯科医師手当)

第4条 病院に勤務する常勤の歯科医師へ、当該月の歯科医業収益から関係職員の給与（毎月定まって支給する給料手当合計額の100分の160）及び技工等の外注費用の2倍に相当する額を減じた額の1,000分の250を上限として支給することができる。

2 前項の各職員に対する配分方法は、当該職員が担当する診療科の実績、診療に従事した日数及び企業貢献度により配分する。

(防疫等作業手当)

第5条 病院に勤務する職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める伝染病患者の診療に従事したときに支給することができる。

（放射線取扱手当）

第6条 病院に勤務する放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額5,000円とする。

（夜間看護等手当）

第7条 夜間看護手当は、次に掲げる場合に支給する。

（1） 病院及び介護老人保健施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間外による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から午前5時の間をいう。）に行われる看護等の業務に従事したとき。

（2） 病院及び介護老人保健施設に勤務する医療職俸給表の適用を受ける職員が、正規の勤務時間外の時間において救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号のとおりとする。

（1） 前項第1号に係る手当の額は次のとおりとする。

深夜勤務 1業務あたり3,300円

準夜勤務 1業務あたり2,900円

準夜・深夜勤務 1業務あたり6,800円

（2） 前項第2号に係る手当の額は、1業務あたり1,600円とする。

（分娩手当）

第8条 分娩手当は、病院に勤務する助産師が分娩業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、管理者が別に定める。

（待機手当）

第9条 待機手当は、勤務時間外に救急患者等の診療に備え、自宅待機を命ぜられた職員に対し支給する。

2 前項の手当の額は、管理者が別に定める。

(支給の制限)

第10条 第3条及び第4条の手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) 支給の日に在職しない職員

(2) 当該月の要出勤日数の3分の2以上出勤しなかった職員（公務出張及び公傷休暇は、出勤とみなす。）

(3) 30日以上長期にわたる研修のための旅行で当該月の要出勤日数の2分の1以上出勤しなかった職員

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日病院事業管理規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。